

令和7年度 介護支援専門員専門(更新)研修 の受講申込みをする前に

介護支援専門員法定研修の全研修課程は、令和6年度から新カリキュラムになりました。 研修内容や事前課題等が以前とは変更になっていますので、ご注意ください。 事前課題の様式は、受講決定時にご案内します。

I 更新のために必要な研修 (実務経験者対象)

1 介護支援専門員証の更新が初回、又は2回目以降の者で、前回の更新時に受けた研修が<u>実務未経</u> 験者対象の更新研修の者

専門(更新)研修 【研修課程 I】(法定 5 6 時間) + 「専門(更新)研修 【研修課程Ⅱ】(法定32時間)

- ※初めて証の更新をする者及び前回、更新(実務未経験者対象)研修で証を更新した者、再研修で証を発行された者は、現在の証の有効期間内に【研修課程 I 】及び【研修課程 II 】を修了しなければ、証の更新はできません。
- ※専門(更新)研修は階層別研修です。受講に必要な実務経験及び履修目標が【研修課程 I 】と 【研修課程 II 】では異なり、【研修課程 I 】を修了後、介護支援専門員として実務をしながら、 事例検討等を行い、【研修課程 II 】を受講するものです。従ってこのような趣旨から、<u>同年度に</u> <u>専門(更新)研修【研修課程 I 】と同研修【研修課程 II 】を受講することはおすすめしません。</u> 計画的に受講してください。
- ※令和7年度の専門(更新)研修【研修課程Ⅱ】の受講を希望し、【研修課程Ⅰ】が未修了の者は、今回の【研修課程Ⅰ】を受講してください。
- 2 介護支援専門員証の更新が2回目以降の者で、前回の更新時に受講した研修が<u>実務経験者</u>に対する専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱの者

専門(更新)研修 【研修課程Ⅱ】(法定32時間)

Ⅱ 受講対象者

- 1 専門(更新)研修【研修課程I】
 - (1)介護支援専門員専門研修【研修課程 I】

原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後6か月以上の者

- (2)介護支援専門員<u>更新</u>研修(実務経験者対象)【研修課程 I】 実務経験者(現在の介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者)で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者
- 2 専門(更新)研修【研修課程Ⅱ】
 - (1)介護支援専門員<u>専門</u>研修【研修課程Ⅱ】

原則として、介護支援専門員として実務に従事しており、就業後3年以上の者

(2)介護支援専門員<u>更新</u>研修(実務経験者対象)【研修課程Ⅱ】 実務経験者(現在の介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者)で、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

Ⅲ 募集人数

- 1 専門(更新)研修【研修課程 []
 - 120名程度
- 2 専門(更新)研修【研修課程Ⅱ】

400名程度(1クールあたり100名程度×4クール)

※募集人数を超過した場合、現在、介護支援専門員として実務に従事している者を優先します。

Ⅳ 実務経験

- 1 介護支援専門員の実務経験とは、「現在までに1日以上介護支援専門員業務に就いた者」が該当します。認定調査員は、実務経験に含まれません。
- 2 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、下記(1)~(8)において、<u>介護支援専門員としての業務が該当します。ただし、該当する事業所又は施設等で就労していたとしても、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていた場合等、居宅等サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。</u>
 - (1) 居宅介護支援事業所
 - (2) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
 - (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
 - (4) 介護保険施設
 - (5) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
 - (6) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型 介護予防サービス事業者
 - (7) 介護予防支援事業者
 - (8) 地域包括支援センター

V その他注意事項

1 介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新をしなかった場合でも、<u>介護支援専門員としての</u> 登録は消除されません。

介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、実務経験の有無にかかわらず、「再研修」を修了することにより、介護支援専門員証の交付が可能となり、実務に就くことができます。ただし、「再研修」は、年間を通して、随時受講できるわけではありませんのでご注意ください。

- 2 専門(更新)研修【研修課程 I 】及び【研修課程 II 】は、「主任介護支援専門員研修」を受講するための必須研修です。
- 3 日程の選択については、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4 定員超過の場合、受講決定の優先順位は下記のとおりとします。

【優先①】介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者 (介護支援専門員証の有効期間が令和8年10月31日までの者)

【優先②】令和7年度、主任介護支援専門員研修を受講する予定で本研修の修了が必要な者

【優先③】介護支援専門員証の有効期間満了日が近い者

※実務経験があり、1回目の更新時に専門(更新)研修【研修課程 I 】と【研修課程 I 】の両者を受講した者で、新たな5年間の有効期間においても引き続き実務経験がある場合は、専門(更新)研修【研修課程 I 】のみの受講で証の更新が可能です。その場合、更新後すぐに受講するのではなく、最低でも2年程度実務経験を積まれてから受講してください。

また、更新研修(実務未経験者対象)や再研修を受講して、新たな 5 年間の有効期間中に実務経験がある場合は、専門(更新)研修【研修課程 I 】と【研修課程 I 】の両方を受講する必要があります。専門(更新)研修【研修課程 I 】は、更新後すぐに受講が可能ですが、専門(更新)研修【研修課程 I 】については、最低でも 2 年程度実務を積まれてから受講してください。これは、有効期間満了日が早く到来する者を優先するためです。

≪事務局≫

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398

Ex-/v caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL https://www.ehime-shakyo.or.jp